



国土建労第647号
平成30年9月3日

厚生労働省大臣官房 会計課長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課長



建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について

標記については、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」（平成11年3月18日付け建設省経労発第24号）（別添1）に基づき、本制度の履行確保について格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的とするものでありますが、この目的の達成のためには、多くの事業主が本制度に加入するとともに、被共済者である建設労働者に、共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入及び貼付されることが必要です。

このため、建退共制度を運営する勤労者退職金共済機構において毎年10月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定め加入促進及び履行確保活動が展開されており、本年度におきましても「実施要綱」（別添2）のとおり実施されます。

つきましては、各発注機関におかれましても、本月間の実施に御協力いただくとともに、上記通知に基づく措置を徹底していただくようお願い申し上げます。

また、貴管下発注機関に対しても、この趣旨を周知していただくようお願い申し上げます。

(別添1)

平成11年3月18日
建設省経労発第24号

(公共工事発注機関) 殿

建設省建設経済局長

建設業退職金共済制度の普及徹底について

建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るため、従来よりその普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。

しかしながら、現在の加入状況は建設業者数と比較して必ずしも満足すべきものではなく、また、建退共制度に加入しながら共済手帳の交付を行わず又は共済証紙の貼付を行わない建設業者が一部に見られるなど、その履行状況も必ずしも十分なものとは言い難い。

こうした状況を踏まえ、今般、労働省、建設省及び勤労者退職金共済機構において別添のとおり「建退共制度改善方策について」を取りまとめ、原則として、平成11年度当初より改善措置を講じていくこととしたところである。

については、各発注機関におかれても建退共制度の趣旨を理解され、下記事項による措置を講じ、履行確保について一段と協力されるようお願いする。

なお、昭和45年4月6日付け建設省経振発第52号及び昭和47年11月22日付け建設省経振発第163号は廃止する。

また、貴管下発注機関に対しても、この趣旨を周知されるようお願いする。

記

- 1 公共工事発注機関(以下「発注機関」という。)は、工事契約を締結した場合においては、建退共制度の発注者用掛金収納書(別紙1。以下「収納書」という。)を当該工事を受注した建設業者(以下「受注業者」という。)から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書は、工事契約締結後1か月以内に提出させるものとする。ただし、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りではない。

- 3 発注機関は、受注業者から前項ただし書の申し出があったときは、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出させるものとする。
- 4 発注機関は、受注業者から第2項ただし書の申し出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出させるものとする。なお、受注業者から第2項ただし書の申し出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合において、受注業者が共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出させるものとする。
- 5 発注機関は、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めるものとする。
- 6 発注機関は、共済証紙の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意するものとする。なお、的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙2）」を受注業者が参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に
$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{70\%}$$
を乗じた値を参考とすべきであること
に留意するとともに、受注業者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。
- 7 発注機関は、工事を発注するための現場説明において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1項から第5項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。
- (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - (2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

様式3111

(取扱店→契約者)

掛金収納書

(契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者（官公庁等）に提出するものです。なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

統 轄 店 番 号

共 同 契 約 者 番 号

契
約
者
氏
名
殿
(法人または事業主名)

電
話
番
号

証 紙 枚 数	1 日 券	1枚当りの 枚 販 売 価 額	円		金 額	円	金 額	円
	10日券	1枚当りの 枚 販 売 価 額						
					合 計 金 額			

この「掛金収納書」は領収書と同様の扱いのため、再発行はできません。



勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構

建設業退職金共済事業本部



契 約 者 記 入 欄	発 注 者 名	元 請 契 約 の 工 事 番 号 お よ び 工 事 名

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left[\frac{\text{対象工事における労働者の加入率(\%)}}{70\%} \right]$ を乗じた値を参考とすること。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設・置
1,000～ 9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～ 49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～ 99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

平成30年度
建設業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

1 趣 旨

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設された建設業に係る退職金制度であり、建設現場で働く労働者の福祉の増進と建設業の振興に寄与することを目的とするものです。

本制度には現在約17万の建設事業主、約220万人の労働者が加入していますが、上記の目的の達成のためには、できるだけ多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要です。

また、本制度の被共済者である労働者の方々に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入・貼付されるよう制度の履行確保を徹底することが不可欠です。

本強化月間は、関係諸機関、諸団体のご協力の下、下記の加入促進、履行確保活動を重点的に実施することにより、本制度のより一層の充実を図ることを趣旨とするものです。

2 実施期間 自 平成30年10月 1日
至 平成30年10月31日

3 後 援 厚生労働省 国土交通省

4 協賛団体

- | | | |
|-------------------|-------------------|---------------------|
| カーテンウォール・防火開口部協会 | 全国中小建築工事業団体連合会 | 日本建設業連合会 |
| 建設産業専門団体連合会 | 全国鉄筋工事業協会 | 日本建設躯体工事業団体連合会 |
| 住宅生産団体連合会 | 全国道路標識・標示業協会 | 日本建築板金協会 |
| 消防施設工事協会 | 全国防水工事業協会 | 日本左官業組合連合会 |
| 全国圧接業協同組合連合会 | 全国マシナリ事業協同組合連合会 | 日本サッシ協会 |
| 全国解体工事業団体連合会 | 全日本瓦工事業連盟 | 日本室内装飾事業協同組合連合会 |
| 全国管工事業協同組合連合会 | ダイヤモンド工事業協同組合 | 日本造園組合連合会 |
| 全国基礎工事業団体連合会 | 鉄骨建設業協会 | 日本造園建設業協会 |
| 全国クレーン建設業協会 | 日本アンカー協会 | 日本タイル煉瓦工事工業会 |
| 全国建設業協会 | 日本埋立浚渫協会 | 日本電設工業協会 |
| 及び各都道府県建設業協会 | 日本ウレタン断熱協会 | 日本道路建設業協会 |
| 全国建設業協同組合連合会 | 日本外壁仕上業協同組合連合会 | 日本塗装工業会 |
| 全国建設産業協会 | 日本型枠工事業協会 | 日本葺工業連合会 |
| 全国建設産業団体連合会 | 日本機械土工協会 | 日本保温保冷工業協会 |
| 全国建設室内工事業協会 | 日本基礎建設協会 | プレストレスト・コンクリート建設業協会 |
| 全国建設労働組合総連合会 | 日本橋梁建設協会 | プレハブ建築協会 |
| 全国コンクリート圧送事業団体連合会 | 日本空調衛生工事業協会 | (五十音順) |
| 全国さく井協会 | 日本計装工業会 | |
| 全国タイル業協会 | 日本建設インテリ事業協同組合連合会 | |
| 全国中小建設業協会 | 日本建設業経営協会 | |

5 協力依頼機関・団体

(1) 行政機関

都道府県労働局・地方整備局・労働基準監督署・公共職業安定所・都道府県・市区町村（順不同）

(2) 金融関係団体

（一社）全国銀行協会・（一社）全国地方銀行協会・（一社）第二地方銀行協会・働商工組合中央金庫・信金中央金庫・全国信用協同組合連合会・労働金庫連合会（順不同）

6 実施事項

(1) 加入促進及び履行確保の推進

- ① 建設業退職金共済制度の加入促進を図るため、厚生労働省及び国土交通省の出席を得て、主な建設業団体を対象に「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催します。
- ② 元請事業主を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼します。あわせて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を行います。
- ③ 公共発注機関・旧公団等に対し、工事に参加する未加入事業主への加入指導を要請します。
- ④ 民間発注者団体に対し、本制度のPR及び普及を図り、未加入事業所に対する加入勧奨が図られるよう依頼します。
- ⑤ 工事現場等で本制度への認識を高めるため、パンフレット等を備付・配付します。
- ⑥ 関係官公庁、建設業団体が開催する各種会議において、積極的に制度説明を行うとともに、加入勧奨を行います。
- ⑦ 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所への「建退共現場標識」（シール）の掲示を要請します。
- ⑧ 掛金収納書提出方式（四連符方式）未実施の市区町村の多い都道府県を重点に、当該都道府県の協力を得て、未実施の市区町村に四連符方式を実施するよう依頼します。
- ⑨ 共済契約者に対し、対象労働者のすべてに対する共済手帳の交付及び適切な共済証紙の購入・貼付を要請するとともに、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及徹底を図ります。なお、履行が不十分な共済契約者に対し、前述の適正な履行の確保を要請します。

(2) 表彰の実施

本制度の普及徹底、加入促進及び履行確保について、特に貢献のあった事業主団体、事業所または個人を表彰します。

(3) 広報活動

- ① テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア及び地方公共団体・建設業関係団体等の発行する広報紙（誌）において、本制度に関する広報を強化します。
- ② ポスター、パンフレットの作成・配布、DVD・ホームページの活用等により、積極的な広報活動を行います。